

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大和市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、大和市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する趣旨を定めるものであって、大和市新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要な事項を定めることを示している。

(組織)

第2条 大和市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 大和市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 大和市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の名を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

【解説】

本条は、大和市新型インフルエンザ等対策本部の構成員とその責務について定めており、第1項で「本部長」、第2項で「副本部長」、第3項で「本部員」、また、第4項でその他必要な職員を配置できることについて定めており、第5項において第4項に係る職員の任命について定めている。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

【解説】

本条は、第1項において、本部長が、必要に応じ本部の会議を招集することについて定め、第2項で国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができることを定めている。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

【解説】

本条は、本部の中に部を置くことができることを定めており、第1項では部の設置者について、第2項では部に属すべき本部員の指名について、第3項では、部の部長について本部長の指名する本部員がこれに当たることを定めている。また、第4項では、部長が部の事務を掌理することを定めている。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

【解説】

本部長がこの条例に定めるもののほか、本部に関して必要な事項を、定めることができることを定めている。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

【解説】

この条例の施行日は、平成25年4月13日となっている。